



# 三重県公報

平成30年11月13日 (火)

第 3057 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	公 告 林業種苗法の規定による講習会の開催	(森林・林業経営課)	2

公 告
-----

林業種苗法（昭和 45 年法律第 89 号）第 11 条第 1 項の規定による講習会を次のとおり開催します。

平成 30 年 11 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 講習会の開催日時及び場所

年 月 日	講 習 時 間	場 所
平成 30 年 12 月 12 日（水）	午前 10 時から午後 5 時まで	津市栄町 1 丁目 891 番地 三重県吉田山会館第 302 会議室

2 講習内容

- (1) 種苗に関する法令
- (2) 種苗の産地及び系統に関する事項
- (3) 種苗の生産技術に関する事項

3 受講の申込方法

- (1) 提出書類  
生産事業者講習会受講申込書（林業種苗法施行細則（昭和 46 年三重県規則第 7 号）第 1 号様式）
- (2) 手数料及び納付方法  
生産事業者講習手数料は 14,000 円とし、その金額に相当する三重県収入証紙を生産事業者講習会受講申込書に貼り付けてください。
- (3) 提出期限  
平成 30 年 11 月 26 日（月）午後 5 時まで
- (4) 提出場所  
住所地を所管する各農林（水産）事務所

4 その他

- (1) 受講対象者は必ず本人とし、代理者の受講は認められませんので、御留意ください。
- (2) 受講を遅刻又は早退した場合は、講習修了と認められません。  
（交通機関の乱れによる遅刻の場合は、必ず交通機関が交付する遅延証明書をお持ちください。）
- (3) 筆記用具を持参してください。
- (4) 受け付けた生産事業者講習会受講申込書及び納付された生産事業者講習手数料は、返還しません。
- (5) 講習会に関する問い合わせ先は、三重県農林水産部森林・林業経営課（電話 059-224-2563）又は最寄りの各農林（水産）事務所です。

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---